

「会議費」 or 「交際費」？

勘定科目の判断事例集



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年12月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

「会議費」or「交際費」？勘定科目の判断事例集

会議費と接待交際費の定義・違い

会議費は、会議・打合せの開催に必要な費用です。

- ・内容：会議室代、資料代、会議に伴う飲食代など

- ・目安：商談が主目的、かつ常識的な範囲（昼食程度）

接待交際費は、事業関係者（得意先等）への接待・慰安・贈答等の費用です。

- ・原則：接待目的の食事は「交際費」扱い

- ・注意：1人1万円超の接待目的の飲食費は全額が対象

両者の判断基準

- ・目的：商談・会議が主（会議費） ⇄ 接待・慰安が主（交際費）

- ・金額：飲食時は「1人当たり金額」により判定（次項参照）

「会議費」or「交際費」？勘定科目の判断事例集

【判断事例①】会議費の原則と「昼食程度」の基準

- ・判定のポイントは会議の実態と常識的範囲。
- ・会議費として認められるのは、会議開催に不可欠な費用や、会議に付随する常識的な範囲（昼食程度）の飲食費です。

ケース	内容・金額	判断	理由・根拠
①外部会議室	20,000円（現金払い）	会議費	会議を行うための場所代など、飲食以外の費用には金額の上限規定がないため。
②会議中の食事	昼食程度の飲食物	会議費	商談や会議を主目的とし、やむを得ず挟む食事（常識的な範囲）であるため。

ケース①（仕訳例より引用）のように、会議に必要な場所代は金額にかかわらず会議費となります。

一方、ケース②のように飲食を伴う場合は「主目的が会議か」「金額が昼食程度か」が判断基準となります。

「会議費」or「交際費」？勘定科目の判断事例集

【判断事例②】飲食費「1人1万円」の境界線

- ・判定のポイントは1人当たり10,000円。
- ・接待を目的とした飲食であっても、1人当たり1万円以下であれば「交際費等から除外（損金算入）」が可能です。

ケース	金額（1人当たり）	判断	理由・根拠
③会食（基準内）	10,000円 (4名で4万円)	損金算入 (交際費除外)	基準額（1万円）以下のため、交際費等の範囲から除外可能。
④会食（基準超）	10,001円	接待交際費	基準を超過。超過分だけでなく支出した全額が交際費扱いとなる。

注意点

金額判定は、採用している経理方式（税抜／税込）で行います。1円でも超えると全額が交際費となるため、インボイス制度下の消費税額や人数確認など、正確な判定が必要です。